

第34回・第3期第15回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	平成31年1月24日（木）18：30～20：40
開催場所	宝塚市役所3階 特別会議室
次 第	1 開 会 2 新委員の紹介 3 議事録 協働のまちづくり促進委員会（第33回・第3期第14回）議事録 4 議 事 (1) 新たに制定する条例の内容等について ア 作業班からの報告 5 その他 6 閉 会
出席委員	久会長、足立委員、飯室委員、成瀬委員、加藤委員、平石委員、石谷委員、古村委員、下井委員、田中委員、中山委員、野田委員、檜垣委員、牟田委員、喜多委員、光村委員、藤本委員、立花委員、福永委員
開催形態	公開（傍聴人1名）

1 開会

事務局から、本日の出席者は18名、欠席者は1名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は1名であることを報告した（1名遅れて出席のため、最終出席者は19名）。

2 新委員の紹介

事務局より、新委員である下井委員の紹介を行った後、下井委員より、ご挨拶いただいた。

3 議事録

「協働のまちづくり促進委員会（第33回・第3期第14回）議事録」の内容が確認され、これを議事録とすることが承認された。

4 議事

(1) 新たに制定する条例の内容等について

【作業班からの報告】

「条文校正案」の内容（条項の追加の是非、文言の表現など）について意見交換を行った。

【条例の内容等】

上記「作業班からの報告」の後、議論が行われた。

- ア 基本条例ができてから年月が経っているため、市民活動団体も変わってきている。「地域コミュニティ」という言葉に広域的に活動しているNPOも入っていると感じてもらえるのが不安。地域コミュニティという言葉が現状と合っていないのではないか。この機会に基本条例自体の見直しも含めて検討してはどうか。
- イ (会長) 今作ろうとしている条例の対象は誰なのかというところ。広域で活動している市民活動団体との協働が、現状の目的で読み取れるのかどうかという議論をもっとやってもらえないかということ。
- ウ 自治会連合会との協議がなされていない。自治会連合会としてこの条文をどう見ているのか。そこをはっきりしておかないといけないのではないか。
- エ 自治会連合会の中では今の段階で議論はできない。中途半端な状態ではできない。条例化したらどうなるのかと聞かれることがあるが、拘束力が出ると答えるのみで、システム的にどう変わるかは分からないので答えられない。これまでのことが条例化されるという話しかできない。
- オ 前から自治会はどうするかという話がよく出る。自治会の定義等を押さえておく必要があるのではないか。
- カ ネットワーク会議でも議論がされていないというよりもできないというところがある。自治会の立ち位置がはっきり見えていないから。
- キ (会長) 自治会と自治会の連合体は整理しておかなければならない。今までは行政と統括している自治会連合会がネットワークを張って、下に降ろされる形で自治会に情報が来ていたが、これからもそのやり方が必要なのかどうか。一方で見方を変えると、まちづくり協議会側は全市を統括する団体はない。今議論しているのは、統括団体ではなく、地域の中でどのような動き方ができ、それと市がどのように協働していくかということをやっている。そういう条例になっているが、一方でそれを束ねてきた自治会連合会やネットワーク会議の存在をこの条例を動かすときにどう考えるのかは整理をしながら議論をする必要がある。
- ク 自治会は中核という言葉が出ている。自治会連合会の代表として出てきている人からまちづくり協議会に所属している自治会に話を投げかけているのか。
- ケ 前提として、促進委員会の委員は、出身母体を全面に出すものではない。必ずしも組織を代表してきているわけではなく、組織に持ち帰って意見を聞き、それをまた促進委員会で話すということではない。
- コ 団体や市民の意見を聞くのは案ができた次の段階である。
- カ 地域コミュニティには、まちづくり協議会、自治会が含まれている。市民活動団体は広域でやっているところもあるが、テーマ型のところは地域コミュニティに含まれない。基本は協働のまちづくり促進条例を作る。自治会も市民活動団体もまちづくり協議会もPTAもからんでくるが、そういう認識の中でいく

と、市民活動団体は従前から協働しているのだから言葉としてしっかりと入れておかなければならない。

- シ (会長) 自治会がまちづくり協議会とどういう関係で動いたらいいのかということ自治会にどう説明するのかという点については、促進委員会のメンバーが「こういう位置付けである」という説明をしましょうということなので、自治会連合会やネットワーク会議があえてこの内容を説明する必要がなくなる。市民活動団体をどう位置付けるのかという点については、今の条例名案は「協働のまちづくり推進条例」なので、市全体で動いている市民活動団体をどう位置付けるのかという話になるが、「地域協働のまちづくり推進条例」としてしまえば、地域の中で市と地域コミュニティがどう協働するのかという点に絞って全体を通せる。でも、協働は市民活動団体もやっているの、それも束ねる条例をぜひともという話であれば、目的以降の部分はどう整理がするかという点を議論していく必要がある。
- ス 自治会、まちづくり協議会、市民活動団体などを含む「地域コミュニティ」の定義は宝塚市の条例の定義。まちづくり基本条例で位置付けている「地域コミュニティ」が何なのかははっきりしないから、新しい条例で位置付けるということ。目的の条項で「地域コミュニティ」と幅広く様々な団体も含めて位置付けておいて、協働によるまちづくりの推進の条項の中で、市の判断で費用助成等を行えるとしているのがこの校正案。詳細は規則で定めればいいので、校正案にあるとおり地域コミュニティと市とすればよいと思う。
- セ 明石市の条例では、市民活動団体の定義としてあえて2つに分けてる。例えば、NPOを立ち上げた人がこの校正案を読んだとき、地域と関係ない活動をしたときに支援してもらえと思うのではないか。
- ソ 地域と関係する団体の線引きが難しい。
- タ (会長) 川西市は、市民公益活動団体と市の協働を意図して作ってきたが、最後に地域コミュニティから我々が位置付いていないという意見があり、地域コミュニティが入った。宝塚市の作り方は、現在逆のパターンになっている。市民公益活動団体から見たときの協働と地域コミュニティから見た協働を見たときに、条文全てが並行に並べられているかを考えると、地域コミュニティの条文はたくさんあるが、市民公益活動団体からするともう少し内容も書きぶりも強化しておかないと抜けてしまう部分があるのではないかという議論だと思う。川西市を見ると、市民公益活動団体の役割という条文があり、専門性を持って各団体や各地域をつないでくださいという条文になっているはず。専門知識を持った団体と地域で地域課題を解決する団体について、少しトーンを変えて位置付けている。そう考えると専門性を持って市域全体を動いている活動団体は、少し役割が違い、市との協働の方法は違うのではないかという点はどう位置付けられる可能性はある。ちなみに、地域コミュニティという言葉は英語で言うと「CBO (コミュニティ・ベース・オーガナイゼーション)」と言い、「コ

- コミュニティをベースにしながら活動している組織」という意味。地域全体で活動している団体からしたらコミュニティベースとは考えていないし、そういう位置付けでいいのかということをとどう整理していくかはもう少し議論が必要。
- チ 広げた論議になると、まちづくり基本条例の解釈を変える必要が出てくる。
- ツ 「地域コミュニティ」を逸脱しない範囲で決めていかなければならないのではないか。
- テ (事務局) まちづくり基本条例の中に、「市は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される、地域の主体的なまちづくり活動を支援しなければならない」という条文があり、この部分から引っ張ってくることで話の広がりを持たせることができる。
- ト (会長) 作業班で今の議論を受けていただいて継続審議をお願いする。条項「定義」についても今までの議論と連動しているので一緒に議論をお願いする。
- ナ (会長) 条項「基本原則」が付け加わった。協働の指針を基に記載している。何か意見あるか。特にないようなので次の項目に移る。
- ニ (会長) 条項「まちづくり協議会の範囲」、条項「まちづくり協議会を構成する者」について何か意見はあるか。
- ヌ 「その地域に住所を有する者で構成する」という点について、誰が読んでも読み取れるように「すべての」という文言を入れたらどうか。
- ネ 「住所を有する者」に事業者も含まれるという理解で良いのか。
- ノ 宝塚市では、市民は「住民登録している者」という位置付けだと思う。宝塚市は、「住所を有する者」を構成員としておき、協議会の運営に参加する人は住所がなくてもよいという書きぶりで問題ないのではないか。
- ハ 市民の定義は総合計画でも広範囲である。まちづくり協議会の構成員の範囲については、門戸を広くするのが自然ではないか。
- ヒ (事務局) まちづくり協議会の運営ガイドラインでは、「全ての住民とその地域の事業所・団体・学校の人たちも構成員」とある。これを前提として、条項「まちづくり協議会を構成する者」に記載の「その地域に住所を有する者」には幅広く含まれると考えているが、条項「まちづくり協議会を運営する者」では「住所を有する者」という記載とは別に「法人等」という文言があるため、この点を整理する必要がある。作業班で検討をお願いしたい。
- フ (会長) 民主的に選出するという点において、意思決定をするときの母体を広げすぎてしまうと、あまりにもたくさんの声を聞かなければならなくなり、意思決定する際にしんどくなるのではないか。事業者を含めると事業者の意見を全て吸い上げてくる必要があり、実態としてできるか。
- ヘ 基本条例では市民と協働するとある。市は、「市民」の定義を地方自治法の「住民」と同義であり、住所を有する自然人及び法人を示すと逐条解説に記載されている。これを変えるのであれば、基本条例を変える必要が出てくる。変えるのであればその説明が必要となる。基本条例を変えない中で協働のまちづくり

を推進する条例を作ろうとしている。まちづくり協議会を考えると、法人という団体が構成員となるのはおかしいのではないか。まちづくり協議会の運営ガイドラインを作成した段階ではこの辺りのことが整理されていなかったため、条例が整理された後、ガイドラインも変更する必要があると考える。

- ホ 「構成をする者」がまちづくり協議会の議決機関に入るのか。
- マ (会長) メンバーだったら発言権がある。NPOで例えると、正会員は議決権があるが賛助会員は議決権はない。ここでいう構成する者はNPOで言う正会員なので、議決権を持っているということ。
- ミ コミュニティの概念の中で、個人も含めて活動できるそういうコミュニティが必要というところからきてる。住んでいる人皆が参加する権利がある。まちづくり協議会によっては総会のやり方やメンバーは違う。市民全員が参加してもいいところもあるし、代議員としているところもある。
- ム (会長) 自治会は世帯で構成している。まちづくり協議会は個人で構成している。その違いは改めて意識できる。
- メ 住所を有する者と記載すれば赤ちゃんも入る。自治会は会費をもらっているため、基本的には会員以外のことは考えなくていい。まちづくり協議会は会費をもらっていない。その違いがある。
- モ まちづくり協議会の会則は、ベースとして全員が何らかの意見を述べることができるが、全員集めることができないので数人が代表して述べるということ代議員制という形で議決機関を作っている。そういう面でいくと、企業が参加するチャンスは作っている。よって、構成員としては「住所を有する者」という形でいけるのではないか。
- ヤ (会長) 構成員の意思をどのように反映するのは技術面の話になるので、それは各まちづくり協議会で何を持って民主的とするのかは改めて議論していただければと思う。そういう意味では「住所を有する者」に「法人」も入っているということによいか。また、内容は変わらないが、あえて赤ちゃんも入っているよということを意識してもらうために「すべての」と入れるかどうか。
- ユ 「住所を有する者」という文言で一部のという解釈ができるか。
- ヨ (会長) 「すべての」を入れることで文章の中で赤ちゃんも入っていることを強調したいという意図だと思う。内容的には同じ。
- ラ 「すべての」を入れる必要はない。構成員としては「住民」として整理されているので、あえて「すべての」を入れる必要はないのではないか。
- リ (会長) 「すべての」はつけない方向で進めていきましょう。
- ル (会長) 条項「まちづくり協議会を運営する者」に第2項が付け加わった。ここについて何か意見はあるか。
- レ (会長) 「住所を有する者」の中に「法人」が入るということであれば、条項「まちづくり協議会を運営する者」の「法人」の記載について整理しなければならない。

- ロ 趣旨としては、運営に関わる人が必ずしも住民でなくてもよいということを規定したい。そう読めないということであれば、文章を変える必要がある。
- ワ (会長)「協働のまちづくりに関わる市民活動団体、法人」という部分で言うと、例えば、ある地域に住所がない市民活動団体、法人がその地域のまちづくり協議会の活動に関わるとすれば、この文章がいるという解釈だと思う。
- ヲ (会長) この点についても作業班で議論していただく。
- ン 「地域内の自治会、その地域に住所を有する者、その他住所を有しないがまちづくりに関係する団体」という並びにすればよいのではないか。
- ア (会長) 続いて、条項「まちづくり協議会の運営の原則」や条項「まちづくり協議会の活動」についてはどうか。内容的には正論を書いているのでOKということでしょうか。
- イ (会長) それでは、続いて、条項「既存のまちづくり協議会の規定」について。そもそもまちづくり協議会を規定するというところでスタートしたが、どうか。「認定」と「規定」では意味が違ってくる。「規定」には「位置付ける」という意味が入ってくる。
- ウ (事務局) まちづくり協議会の名称を条例に並べた場合、名称を変更する場合に条例の改正を伴うのではないかとということで、規則に記載し、あえて条例では記載しないという意見となった。
- エ (会長) まちづくり協議会が何者で何をするのかという規定がどこかに入っているか。
- オ (事務局) 条項「定義」のところで表現は入れている。文言は整理する必要がある。
- カ (会長) 定義だけでいいのかというところもある。
- キ 「定義」に書いているまちづくり協議会や自治会と記載あるところだが、他のところと区別し、まちづくり協議会の定義に「総合的に解決する」と入れればどうか。
- ク (会長) まちづくり協議会はこういうものであるということや、権利と責務を条例で位置付けておく手もあるし、一方で、そこまで条例に位置付けておかなくてもよいという意見もあると思う。
- ケ 既存のまちづくり協議会の規定については、個別的になるので必要ないと思う。
- コ 同じ地域にまち協が複数現れた際のために、判断を市に任せるような記載が必要ではないか。
- サ 過去にまちづくり協議会が2つあったところがある。宝塚市が決めたものと国の事業としての協議会。地域からしたら両方ともまちづくり協議会。もし、後から別の団体がまちづくり協議会を立ち上げた際、どちらを認定するかというときに認定の定義が明確化されてなかった場合の決定をどうするか。組合も第二組合というのがあるが、まちづくり協議会も将来出てくる可能性がある。この点で認定の定義が必要になるのではないか。

- シ 認定という言葉がきついで、既に存在するまちづくり協議会から反発があるのではないかということで、規則の中で記載すべきとなっている。
- ス (事務局) 現状では条文案の記載がないため、改めて条文案を検討する。「市がまちづくり協議会を定める」というような表現をどこかに入れ、「個別のまちづくり協議会の名称については規則で定める」という表現になるのではないか。
- セ (会長) 規定は規定でちゃんとやっておいてもらって、それをどうするかについては規則で定めると書いておいてもらえたらと思う。この点についても作業班で検討していただく。
- ソ (会長) 次は条項「地域ごとのまちづくり計画と総合計画」のところ。これでもよろしいでしょうか。それでは次に行きます。
- タ (会長) 条項「市とまちづくり協議会・自治会・市民活動団体」のところはどうか。市民活動団体をどうするかという点と連動しているので、これも連携して作業班で検討をお願いします。
- チ (会長) 条項「協働のまちづくり促進委員会」について。推進条例を管轄している委員会が協働のまちづくり促進委員会であることを明文化しておく必要があるのではないか。つまり、推進条例と促進委員会の関係を規定しておかなくてよいのか。
- ツ 審議会との関連性や見直しの部分の責任、役割を条例の中で書いておく必要がある。
- テ (会長) 通常、条例の中にはそれを所管している委員会が記載されている。
- ト 協働のまちづくり促進委員会規則の中で所掌事務の規定があり、「委員会は、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりの促進についての重要な事項を調査、審議し、答申するものとする。」、「委員会は、協働のまちづくりの促進に係る重要事項について、必要に応じ市長に意見を述べる。」とある。規則に出てるものは条例にいらぬのではないかという論議があった。
- ナ (会長) 重複してもよいので、一つの条例の中で促進委員会が宣言しておいた方がよいのではないか。
- ニ 協働の指針の中にまちづくり基本条例を見直すと書いてある。この辺りとの関連性を整理していく必要がある。
- ヌ (会長) 文章も含めて作業班で検討していただく。
- ネ (会長) 雑則部分についてはどうか。
- ノ 見直しの文章について、「見直す」と記載されていないがよいのか。
- ハ 「検証」と「見直し」をあえて分けて書いているのは、変えた方がよいのかどうかについて検証し、変えた方が良ければ見直ししましょうということ。はっきりと「検証」を書けばよいのではないか。
- ヒ (会長) この部分については文言の整理をお願いします。
- フ (会長) その他、何かあるか。
- ヘ 条項「定義」について、他の条文にも市の定義は基本的に入っていないので、

入れる必要ないのではないか。

ホ （会長） 共通した定義なので、あえて入れる必要はないかもしれない。

マ 基本条例に市の定義は書いていない。誤解を招くので入れた方がよいと思う。

5 その他

- (1) 事務局より、宝塚市協働の指針市民説明会の詳細についてのお知らせ及び当日のご協力
のお願いを行った。
- (2) 事務局より、宝塚市協働の指針職員研修会について説明を行った。
- (3) 宝塚市社会教育部より、中央公民館のグランドオープンについてお知らせした。

6 閉会

以上